

説明に先立ちまして、台風第 18 号とその後の大雨による災害につきまして、一言申し上げます。

今回の台風により、本県におきましては、一部河川における護岸欠損などがありましたものの、おかげさまで幸い大きな被害は発生いたしませんでした。

しかしながら、この台風第 18 号から変わった低気圧の影響で、関東や東北では大雨が続き、栃木県や茨城県、宮城県では大雨に関する特別警報が発表され、各地で被害が発生しており、現時点までに 7 名の尊い命が失われています。

中でも、茨城県常総市では、鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な被害が発生しており、今なお行方不明となっている方もおられ、多くの方が避難生活を余儀なくされております。

県民の皆様とともに、今回の災害でお亡くなりになられました方々とそのご遺族に対しまして、深く哀悼の意を表するとともに、負傷された方々や避難生活を余儀なくされている方々に心からお見舞いを申し上げます、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、9 月定例会議の開会にあたりまして、提出いたしました諸案件の概要をご説明申し上げますとともに、当面する諸課題につきまして所信を述べさせていただきます。

まず、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律案」について、申し上げます。

「琵琶湖総合開発特別措置法」が平成 9 年 3 月末に失効して以来、さ

まざまな課題を有する琵琶湖に関する新たな法律の制定は、本県にとり長年の悲願でありました。

皆様もご承知のとおり、去る 9 月 3 日の衆議院本会議におきまして、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律案」が可決され、現在、^{こんにち}今日、^{きょう}今日、今、まさに参議院環境委員会において審議されているところであります。

法案の審議に先立ち、去る 8 月 24 日には衆議院環境委員会におきまして琵琶湖の現地視察が行われ、19 名の委員の皆様が南湖から竹生島まで船上からも調査いただきました。

国内最大の、また世界的に希少な「古代湖」であり、豊かな生態系を有するこの琵琶湖を肌で感じていただくとともに、水草問題をはじめ直面する様々な課題を目の当たりにされるなど、琵琶湖に対する理解をより一層深めていただいたのではないかと考えております。

これまで、琵琶湖に関する法整備につきましては、政策提案をはじめ、あらゆる機会を通して国に対し働きかけてまいりました。去る 9 月 11 日と昨日 14 日の両日には、私自身、上京いたしまして、国会関係の方々に対しまして、法案成立に向け、最終段階に迫った今の状況下で、あらためて協力賜りますようお願いしてきたところでございます。

この法案の成立により、琵琶湖が、国民的資産として明確に位置づけられるとともに、法律に基づき、健全で恵み豊かな湖として保全・再生する取組が関係者のご協力・参画を得ながら更に強力に進められていくこととなり、大変大きな意義がございます。

琵琶湖の保全・再生に向け、今後とも精一杯取り組んでまいりる覚悟がありますので、議員各位の、より一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、滋賀の創生について、申し上げます。

我が国では、これまで世界的に例を見ない速度で人口減少、また高齢化が進行しているところです。

これまで増加が続いておりました本県の人口も、いよいよ減少局面に突入し、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、このまま出生数が減り、若い世代の流出が続くと想定した場合、45年後の2060年には約112万7千人まで減少するとともに、高齢化率も35.8%まで上昇する、とされております。

全国の自治体において、地域の実情を踏まえながら、知恵を絞り、地方創生に向けた取組が進められている中、本県におきましても、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」へ、「新しい豊かさ」を創造・追求・具現化すべく、基本構想を推進するためのエンジンとして位置づける「(仮称)人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」を策定し、まさに「滋賀の創生」を進めようとしているところでございます。

この総合戦略の原案におきましては、本県の人口について、出生数を現在の水準である年間1万3千人で維持するとともに、転出超過が続くと見込まれます20歳から24歳までの社会増減をゼロとすることにより、2040年に約138万人、2060年に約129万人を確保することを目標としております。

また、目指すべき将来の姿として、すべての世代が、健康で満ち足りた日々を、この滋賀の地で過ごすことができるとともに、新しい時代に対応した仕事や働き方を通じて安心して暮らすことができる地域社会を展望しております。

同時に、こうした将来像を実現するため、「人口減少を食い止め、人口構造を安定させる」、「人口減少の影響を防止・軽減する」さらに、「自然と人、人と人とのつながり、生活のゆとりを取り戻す」という３つを基本的方向として、19 の先駆的・重点的なプロジェクトを展開することとしております。

さらに、今申し上げました基本的方向に基づき施策を実施するにあたりましては、「3世代の自立・共生と健康」、「未来・次世代への応援」、「『働く力』、『創る力』、『稼ぐ力』の向上」という３つの視点を重視してまいりたいと考えております。

この総合戦略の策定にあたりましては、滋賀の持てる力を結集すべく、これまで議会議員の皆様、市町の皆様をはじめ、産官学金労言、子育て、教育、医療、農林水産関係など、様々な分野の方々と意見交換を重ねてきたところであり、現在は、県民政策コメントを実施しているところです。

この総合戦略に基づき、着実に施策を実行することにより、「訪れるなら滋賀」、「住むなら滋賀」、「働くなら滋賀」、「子育てするなら滋賀」、そして「幸せな最期を迎えるなら滋賀」と思っただけのような豊かな滋賀づくりに向けて、共に尽力して参ります。

次に、補正予算案について、申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算成立後の諸情勢の変化や国庫補助負担金の状況などを考慮いたしまして、必要な予算措置を講じようとするものでございます。

まず、一般会計における主な事業について申し上げますと、国において昨年度創設されました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を

活用いたしまして、今ほど申し上げました総合戦略を先取りした事業の実施に要する経費を計上いたしております。

今回計上しております事業は、総合戦略において位置づけようとしております先駆的・重点的な 19 のプロジェクトのうち、「滋賀の素材・魅力磨き上げプロジェクト」をはじめとする 5 つのプロジェクトを推進するためのものがございます。

具体的には、日本遺産の認定地域における観光資源の磨き上げや日本遺産と相乗的に展開する、滋賀ならではの特色ある観光資源の開発などを行おうとします「ようこそ滋賀」ビワイチ観光推進事業など、総額で 5 億 1 千万円の事業費を計上しております。

また、去る 7 月 17 日から 18 日にかけて、本県に接近いたしました台風第 11 号によりまして、県内の河川や道路などに被害が発生いたしました。

本県といたしましては、一日も早い復旧を目指し、最善を尽くしているところございまして、今回の補正予算におきましては、本格復旧に要します経費を計上しております。

このほか、地域医療介護総合確保基金を活用いたしまして、病床の機能分化を促進するため、県内の病院において実施される施設や設備の整備に対して支援するための経費なども併せて計上いたしております。

こうした結果、一般会計予算の総額について、
1 3 億 6 , 1 1 5 万 8 千円の増額補正を行おうとするものでございます。

また、特別会計についてでございますが、母子父子寡婦福祉資金貸付事業におきまして、新規貸付の増加に対応するため、8 0 0 万円の増額

補正を行ないますとともに、流域下水道事業におきまして、公営企業会計への移行に向けた資産調査に要する経費や下水熱ポテンシャルマップを作成する経費を計上し、4,000万円の増額補正を行おうとするものでございます。

次に、防災危機管理について、申し上げます。

去る9月6日、米原市を主会場に、湖北地域で滋賀県総合防災訓練を実施いたしました。

今年度は、防災関係機関・団体、企業、地域住民の皆様など、160機関、約1万8,000人の方々が本番さながらの緊張感をもってご参加いただき、おかげさまで非常に有意義な訓練を実施することができました。

本県には琵琶湖西岸断層帯をはじめとする多くの活断層があり、これらを震源とする直下型地震は、いつ発生してもおかしくありません。また、南海トラフ地震発生時には、県内に大きな被害が生じる恐れもあります。

風水害につきましても、一昨年台風第18号により、尊い人命が奪われたほか、県内多くの箇所で、浸水被害や土砂災害など甚大な被害が発生したことは記憶に新しいところであります。

全国的に見ましても、冒頭申し上げました茨城県などにおける災害のように、豪雨による被害は年々激化しており、本県におきましても昨年、本年と毎年台風等に伴います大雨が、県内各地に被害をもたらしております。

こうした中、本県では、基本構想に基づき、「人やものが行き交う活

力ある県土づくりと安全・安心社会の実現」に向け、災害に強い県土づくりと自助・共助による地域防災力の向上を図るため、ハード・ソフトの両面からの取組を進めています。

とりわけ、流域治水の推進に関する条例に基づき、地先の安全度マップを踏まえた水害に強い地域づくりに向けた取組が本格的に動き出しており、今定例会議におきましても、同条例の規定に基づき、流域治水に関する施策の実施状況を報告させていただいております。

また、平成 24 年 3 月に「滋賀県危機管理センター基本計画」を策定以降、同センターの整備を進めており、本年 6 月には建築工事が完了し、現在、来年 1 月の開館に向けまして、防災行政無線の更新工事等、必要な整備を引き続き実施しています。

同センターにおきましては、危機事案発生時には、自衛隊や消防、警察などの防災関係機関と団体が集結することにより、情報を共有し、相互の調整と適時適切な意思決定を行い、的確かつ迅速な応急対策を展開いたします。

一方、平常時にありましては、自分の身は自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」につながる各種研修や交流、日常生活と防災が結びつくような展示を行い、県民の皆様にも活用いただき、地域防災力を高めてまいりたいと考えております。

このように、県と県民、関係団体が共に災害に備え、対応していくため、同センターを住民の利用に供する「公の施設」として設置すべく、今定例会議に「滋賀県危機管理センターの設置および管理に関する条例案」を提出させていただいております。

「危機管理の拠点」となるこの危機管理センターの設置により、意識、

知識、組織をさらに整え、県民の皆様の安心な暮らしの確保に向けて、様々な危機事案に的確かつ迅速に対応できるよう、しっかりと備えてまいります。

次に、本県の国際交流について、申し上げます。

本県は、アメリカ・ミシガン州と 1968 年に、中国・湖南省とは 1983 年に、それぞれ姉妹友好提携を締結し、経済や環境をはじめとする幅広い分野で交流を深めてまいりました。

ミシガン州との交流につきましては、先の定例会議においてご報告申し上げましたとおり、6 月に現地を訪問させていただき、スナイダー・ミシガン州知事と会談を行いましたほか、ミシガン州の人々に滋賀県の魅力をお伝えしてまいりました。

また、7 月には、佐野議員をはじめ 4 名の議員の皆様が現地を訪問され、ミシガン州議会議員と、日米を取り巻く諸課題から両県州の交流に係る取組まで、幅広く意見交換されたと伺っております。

さらに、去る 9 月 12 日には、交流のきっかけとなりました、この琵琶湖を臨む地でスナイダー知事と再びお会いする機会をいただき、引き続き使節団の相互派遣や、ミシガン州立大学連合日本センターにおける取組など、両県州の交流を一層進めていくことを確認いたしました。

一方、湖南省との交流におきましては、先月、西村議長をはじめ 4 名の議員の皆様にもご同行いただき、県民友好交流団、経済交流団、高校生交流団など、総勢約 100 名の方々とともに湖南省を訪問してまいりました。

現地では、杜 家豪 湖南省長と会談し、32 年にわたり継続されて

きた友好交流をさらに発展させていくこと、県民や企業の交流、次世代を担う青少年の交流を進めていくことなどを確認し、覚書を取り交わすことができました。

2018年にはミシガン州との友好提携50周年を、また、同時に湖南省との友好提携35周年という一つの節目を迎えることになります。

こうした節目に向けまして、「世界から滋賀へ、滋賀から世界へ」の取組を充実させ、滋賀の魅力や滋賀の産物を世界へより積極的にPRすると共に、先人が築いてこられた、この「心のこもった、具体的な」交流をより良い形で、未来に引き継いでまいりたいと決意を新たにいたしております。引き続きよろしくご指導の程お願い申し上げます。

それでは、本日提出をいたしました案件の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、予算案件でございますが、

先ほどご説明申し上げましたとおり、議第119号は、一般会計の補正予算でございまして、総額で13億6,115万8千円の増額補正を行おうとするものでございます。

議第120号および121号は特別会計の補正予算でございまして、議第120号は、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算で、総額で800万円の増額補正を行おうとするものでございますし、

議第121号は、流域下水道事業特別会計の補正予算でございまして、総額で4,000万円の増額補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございますが、

議第 122 号は、先程も申し上げましたが、緊急の事態に際して危機管理を的確かつ迅速に行うとともに、地域防災力の充実強化を図るための施設として、滋賀県危機管理センターを設置するため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議第 123 号は、大気汚染防止法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、改正を行おうとするものでございます。

議第 124 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うため、改正を行おうとするものでございます。

議第 125 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、県の行う認証業務が地方公共団体情報システム機構に移管することとされたことから、条例を廃止しようとするものでございます。

次に、その他の案件でございますが、

議第 126 号から 129 号までは、一般会計および各特別会計、ならびに病院事業会計など、公営企業 3 会計の平成 26 年度決算につきまして、認定を求めようとするものでございます。

議第 130 号から 134 号までは、権利放棄について、

議第 135 号から 137 号までは、平成 27 年度において県が行う建設事業等に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

議第 138 号は、関西広域連合規約の変更について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。